

社会福祉法人 福寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員会委員
- (4) 第三者委員

(勤務形態)

第3条 役員等は、勤務形態に応じて、次のとおり区分する。

- (1) 常勤役員等 所定週平均2日以上業務にあたる役員（理事長，理事）
- (2) 非常勤役員等 前号に規定する以外の役員（評議員，理事，監事，評議員選任・解任委員会委員，第三者委員）

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 常勤役員等の報酬については、別表1（常勤役員等の報酬）に定める額
- (2) 非常勤役員等の報酬については、別表2（非常勤役員等の報酬）に定める額

2 役員等には、その職務を行うために要する費用を、旅費規程に基づき弁償することができる。

(職員給与との併給)

第5条 本会職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程は適用しない。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、毎月25日（その日が土曜日又は休日の場合はその前日）とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職等	報酬の額	備考
理事長業務報酬等（月額）	200,000円	所定週平均2日業務
理事長業務報酬等（月額）	300,000円	所定週平均3日以上業務
理事業務報酬等（月額）	60,000円	所定週平均2日業務
理事業務報酬等（月額）	90,000円	所定週平均3日以上業務

別表2（非常勤役員等の報酬）

種別	報酬の額
評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会、第三者委員等会議への出席（日額）	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（日額）	10,000円